

特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第60条の規定に基づき、統合幕僚監部及び共同の部隊における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達を次のように定める。

平成27年2月19日

統合幕僚長 海将 河野 克俊

統合幕僚監部及び共同の部隊における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 適性評価の実施
 - 第1節 実施体制（第2条）
 - 第2節 評価対象者の選定（第3条―第8条）
 - 第3節 調査の実施（第9条・第10条）
 - 第4節 結果の通知等（第11条―第13条）
 - 第5節 苦情の申出とその処理（第14条）
 - 第6節 適性評価実施後の措置（第15条）
- 第3章 適合事業者の従業者についての適性評価
 - 第1節 実施体制等（第16条・17条）
 - 第2節 苦情の申出とその処理（第18条）
- 第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、統合幕僚監部及び共同の部隊（以下「統幕等」という。）における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施のために必要な事項を定めるものとする。

第2章 適性評価の実施

第1節 実施体制

（適性評価実施担当者）

第2条 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第

65号。以下「訓令」という。)第6条の規定により適性評価実施責任者が指名する適性評価実施担当者は、統合幕僚副長、総務部長、総務課長、総務班長及び総務班員(保全担当)とする。

第2節 評価対象者の選定

(名簿の提出)

第3条 特定秘密の保護に関する訓令(平成26年防衛省訓令第64号)第5条に規定する特定秘密管理者補(以下「特定秘密管理者補」という。)は、特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に特定秘密の業務を行わせるため適性評価を実施する必要があると認めるときは、訓令第5条の職員の区分ごとに訓令第7条第1項に規定する候補者名簿を作成し、適性評価実施担当者に対し提出するものとする。

2 特定秘密管理者補は、候補者名簿に記載した事項を変更する必要があるとき(評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行う事が見込まれなくなったときを含む。)は、速やかに当該候補者名簿を提出した適性評価実施担当者にその旨を通知するものとする。

(名簿の承認)

第4条 適性評価実施担当者は、訓令第8条に係る防衛大臣の承認又は不承認について、候補者名簿を提出した特定秘密管理者補に通知するものとする。

(評価対象者に対する告知)

第5条 適性評価実施担当者は、訓令第9条に規定する「適性評価の実施に当たってのお知らせ(告知書)」を評価対象者に交付するものとする。

(評価対象者の同意等)

第6条 適性評価実施担当者は、訓令第10条第1項に規定する同意書の提出を評価対象者から受けるものとする。

(評価対象者の不同意等)

第7条 訓令第11条第1項の規定による報告を受けた適性評価実施担当者は、同意を得られなかった評価対象者が掲載された候補者名簿を提出した特定秘密管理者補に対し、当該評価対象者の同意を得られなかったことにより適性評価を実施しなかった旨を通知するものとする。

(評価対象者の同意の取下げ)

第8条 適性評価実施担当者は、訓令第12条第1項の規定により、同意の取下書を提出した評価対象者に対し、同条第3項の規定する「適性評価結果等通知書(本人用)」を交付するものとする。

2 訓令第12条第2項の規定による報告を受けた適性評価実施責任者は、同意の取下書を提出した評価対象者が掲載された候補者名簿を提出した特定秘密管理者補に対し、当該評価対

象者の同意が取り下げられたことにより適性評価を中止した旨を通知するものとする。

第3節 調査の実施

(上司等に対する質問等)

第9条 適性評価実施担当者は、訓令第14条第1項に規定する調査票の提出を評価対象者の上司等に対して求めるものとする。

2 前項の調査票は、特定秘密管理者補を通じて、調査票を記入させる者に交付するものとする。

3 調査票を記入した者は、当該調査票を封筒に入れ特定秘密管理者補に提出するものとする。

4 前項の特定秘密管理者補は、当該調査票が入った封筒を取りまとめ、適性評価実施担当者に提出するものとする。

(手続の中止)

第10条 適性評価実施責任者は、訓令第7条第2項の規定により特定秘密管理者補から評価対象者が特定秘密の業務を行うことが見込まれなくなった旨の通知を受けたときは、適性評価実施担当者に、当該評価対象者に関する適性評価の手続を直ちに中止させるものとする。

2 適性評価実施担当者は、訓令第19条第2項の規定による報告を受けたときは、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなった評価対象者に対し、訓令第12条第3項に規定する「適性評価結果等通知書(本人用)」を交付することにより、適性評価の手続を中止したことを通知するものとする。

第4節 結果の通知等

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者への結果の通知等)

第11条 適格性評価実施担当者は、適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた評価対象者に対して訓令第22条第1項に規定する「適性評価結果等通知書(本人用)」を交付するものとする。

2 前項の規定により通知を行う際、特定秘密管理者補は、当該対象者から訓令第22条第2項に規定する「誓約書」を徴するものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者への結果の通知等)

第12条 適性評価実施担当者は、適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった評価対象者に対して訓令第23条第1項に規定する「適性評価結果等通知書(本人用)」を交付するものとする。その際、当該評価対象者が訓令第10条第2項に規定する申出を行っているときは、理由を通知しないものとする。

(特定秘密管理者補への結果の通知)

第13条 適性評価実施責任者は、評価対象者についての適性評価の結果を、特定秘密管理

者補に対して通知するものとする。

第5節 苦情の申出とその処理

(苦情受理窓口)

第14条 訓令第25条に規定する苦情受理窓口は、統合幕僚監部総務部総務課総務班とする。

第6節 適性評価実施後の措置

(法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置)

第15条 特定秘密取扱職員の上司等は、当該特定秘密取扱職員について訓令第30条第1項各号に掲げる事情があると認めた場合には、特定秘密管理者補を通じて特定秘密管理者に連絡するものとする。

第3章 適合事業者の従業者に対する適性評価

第1節 実施体制等

(適性評価の実施に係る規定の準用)

第16条 統幕等と保全契約を締結したこと等により特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった適合事業者（以下「適合事業者」という。）の従業者に対する適性評価については、第2章に定める規定を準用するものとする。

(適性評価実施担当者)

第17条 訓令第36条の規定により適性評価実施責任者が指名する適性評価実施担当者は統合幕僚副長、総務部長、総務課長、総務班長及び総務班員（保全担当）とする。

第2節 苦情の申出とその処理

(苦情受理窓口)

第18条 訓令第49条に規定する適合事業者の従業者に係る苦情受理窓口は、統合幕僚監部総務課総務班とする。

第4章 雑則

(協力)

第19条 適性評価実施責任者及び特定秘密管理者並びに特定秘密管理者補は、適性評価の実施に関し、相互に協力するものとする。

附 則

この達は、平成27年2月19日から施行する。